

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成20年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

山田，雅彦  
京都女子大学文学部：教授

徳橋，曜  
富山大学人間発達学部：教授

高橋，一樹  
国立民族博物館：助教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932626>

---

出版情報：2009-03  
バージョン：  
権利関係：

## 史料論研究会聴講記

丹下栄

2008年7月5～6日の研究会では、以下の報告がなされた。

「文書史料とはなにか 一序論にかえて一」岡崎敦

「西欧中世の文書 一問題関心の変容と研究の展望一」岡崎敦

「中世都市の文書管理 一北フランス・ネーデルランドの諸事例に見る一」山田雅彦

「中世イタリア都市の文書」徳橋曜

「日本中世史料の体系とその歴史的 성격 一証書系文書と内部資料を中心に一」高橋一樹

個々の報告内容については、報告者による梗概が掲載されるはずである。ここでは煩を避けるため、報告内容を個別にまとめることはせず、報告が浮かびあがらせたいいくつかの問題系を私なりに素描することでコメントに代えたいと思う。

報告の全体を通じて強く印象づけられたのは、文書そのものの多様性、そして文書管理の多様性である。文書をいかに扱うか、あるいはどのような文書を扱うかは、極端に言えばそれぞれの都市、宮廷等、文書を管理する主体ごとに異なっていた。そして一つの都市をとってみても、例えば山田報告が明らかにしたブルッへの例では、非訟事項裁治権（都市当局が私的契約を認証する）に関わる文書に関しては市当局の体系的管理の域外にあり、他方世襲定期金設定に関しては、統一された書式、単一の書き手というように、きわめて厳格な文書管理がなされていた。つまりブリュッへにおいては、業務内容、文書の類型によって文書の扱いにはっきりと差をつけていたことになり、このことが文書管理のあり方を多様化するのに一役買っていたのは言を俟たないであろう。

さらに、文書管理の多様化とも関連して注目には値するのは、文書管理における公私混淆とでもいうべき状況である。高橋報告は「国政・家政の連動」ということばを用い、中世日本において、公的業務に関わる文書が業務担当者の家の文書と一体になって管理されていたことを活写し、行政組織内のある業務が特定の家系によって連綿と担われたという日本特有の事情（同じ漢字文化圏でも科举制度が確立していた中国ではこのような状況は出現しなかった）を浮き彫りにした。公的業務に関する文書や行政技術が空間的にも特定のイエに保管されていたという状況は、しかし文書（に含まれる情報）や技術が「公的」性格を持つことをかならずしも妨げてはいない。日本において文書は公私の境界をいとも易々と越境しているかに見える。けれどもこれを特殊日本の状況として片付けるのはかならずしも正当とは言えないであろう。公私の混淆、越境はヨーロッパにおいてもしばしば見られる状況である。徳橋報告が明らかにしたところでは、イタリア商人家系に保管され

た(財産を寄進された修道院を經由して最終的には文書館に収められた)ドキュメントは、作成者が私人であるということを別にすれば、「公」文書が持つべきとされる要件を相当程度まで満たしていると言える。まずそれは、商取引に関わる業務を可視化し、社会に認知させるという機能を持っていた。それとともに(あるいはそれ以上に)重要なのは、イエの記憶を特定の空間に保管したドキュメント(業務の記録)によって固定・共有するという手法が歴史叙述(正史)のそれと瓜二つである点であろう。徳橋がさりげなく指摘する「ナショナリズムに刺激された郷土愛」の揺籃(の一つ)は、イタリア商人の書類保管箱であったのではないか。

唐突に話は変わるが、研究会冒頭の岡崎報告が指摘したように、近代歴史学は史料を記述史料と文書史料に大別し、後者、なかでも証書類に特権的地位を与えてきた。それは「科学的な」、あるいは「正しい」歴史とは、文書史料を用いて書かれた「国民の歴史」であり、書かれた歴史の正しさを担保するのが文書史料の「正しさ」であるという言説が、「科学としての」歴史学の根幹を規定していたことを意味しよう。それをさらに掘りさげるならば、行政、ないしは「国家」が単なる権力装置ではなく「公的」存在となる(あるいはそのようなものとして民衆に受け入れられる)ためには、その意思決定、実践にあたって業務担当者個人の恣意を排除する必要がある、それを可能にするのが公文書、特に挙証能力を具えた証書であるという考えに行きつく。つまり歴史とは、きちんとした証書が書かれ、それがしかるべき機能を果たすようになるまでの道のりを叙述するものである、ということになる。ここで我々は否応なく、伝統的な史料学は、「文書とはなにか」を、より正確には、なにが文書でありなにが文書ではないかの一線を文書形式学と古書体学を基礎として明確に引くことを中心的課題とし、「科学的」「国民史」を書くという目的のために洗練されていった学の体系であることに、あらためて気づかされるのである。先走って言えば、(やや奇矯な言い方になるが)今回の諸報告は「史料論」をとくに「文書史料」をめぐる展開することによって、文書とはなにかという、それ自体はきわめて正統的な問いをいわば異化して再提示したとも言えるのである。

そうであれば、我々もまた、歴史研究における文書の特権的地位を担保していた挙証能力について、もう一度考えをめぐらせる必要があるだろう。しかし岡崎報告にもあったように、「なによりもまず法的性格」という考えはすでに維持することは困難である。眼を向けるべきは、公証人制度、非訟事項裁決業務といった、私文書と公文書の境界をいわば越境させる仕掛けであろう。そしてまた、高橋報告が明らかにしたイエの業としての公務という状況は、もう一つの越境装置として我々の注意を喚起する。都市当局が「行政サービス」として私的契約を認証する非訟事項裁決文書は、伝統的な意味での「公文書」の範疇を逸脱し、しかし都市当局が「公的」存在として認識されていたことを明らかにするものであった。また一方、家の文書と一体化した行政文書は、私的空間に保管されてはいても、行政に関する記憶の固定装置(行政の一貫性をさせる基盤)という意味において、公文書の中核的機能を果たしていたと言えるのである。越境の様相がさらに深く追求されることを、

期待してやまない。

今回の報告はいずれも、「史料について語る」のでも「史料を用いて語る」のでもない、文字通りの「史料論」がかたちを現しつつあることを実感させるものであった。史料論が史料に向かって放つ光は、史料によって（乱）反射され、歴史家の営為そのものを逆照射しているかに見える。